

# 豊島区特別養護老人ホーム入所指針

豊島区保健福祉部

平成15年8月25日

改正 平成27年3月23日

## 1 目的

この指針は、豊島区特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所の必要性の高い要介護者が、優先して入所できる基準及びその際の手続きを明示することにより、入所に関しての透明性・公平性を確保し、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 入所の対象者

(1) 入所の対象となる者は、要介護度3から5と認定された者のうち常時介護を必要としかつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

要介護度1・2と認定された者は、入所申込みをすること自体を妨げるものではないが、入所判定対象者となるためには、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由が必要となる。その判断の際には、施設と豊島区(以下「区」という。)との間で必要な情報共有を実施する。(要介護度1・2で入所が適当とされる者を、以下「特例入所対象者」という。)

(2) 要介護1・2と認定された入所申込者を入所判定対象者とするにあたって、考慮すべき事項

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

## 3 入所申込み時における手続等

(1) 入所申込み

入所希望者は、施設入所申込書に入所申込者状況を記入して、各施設に申込みのとする。

ただし、入所希望者の委託を受けた介護支援専門員、居宅介護支援事業者は入所申込みの代行を行うことができる。

要介護1・2と認定された者は、居宅において日常生活を営むことが困難である理由などの必要な情報を、所定の様式（別紙1）に記入する。また、施設は、以下の①から②の場合にはそれを裏付ける資料の添付を求めることとする。

- ① 知的障害等を伴う場合 手帳の写し

② 精神障害等を伴う場合 手帳の写しもしくは区が発行する自立支援医療受給者証（精神通院）の写し

なお、所定の様式（別紙1）に記載するのは、原則申込者を担当しているケアマネジャーとする。

(2) 施設への情報の提供

介護支援専門員、居宅介護支援事業者は、入所希望者の状況把握に努め、申込先施設等への情報提供に協力しなければならない。

区は、要介護1・2と認定された入所申込者に関して、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して、適宜意見を表明できる。

(3) 申込者に対する説明

申込みを受けた施設は、入所申込みから入所決定までの手続き、申込者の入所の必要性の高さを判断する基準及びその他必要な事項について、入所申込者に対して十分に説明を行う。

(4) 入所申込者名簿の作成

各施設は、入所申込者名簿を作成し、名簿は区に提出する。区は、要介護度と資格の有無を確認する。

#### 4 入所検討委員会

(1) 施設は、入所の決定にかかわる入所検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。

(2) 検討委員会は、施設の管理者（以下「施設長」という。）、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員のほか、第三者を加え入所決定の公平性を保つことができる委員構成とする。

(3) 検討委員会は、第二次評価の審議を行う。

(4) 検討委員会は、施設長が招集し原則として4ヶ月に1回以上開催するものとする。

(5) 検討委員会は、審議の内容を、議事録にして2年間保管しなければならない。

#### 5 優先度の判定及び入所の決定

入所の優先度の判定及び入所の決定は、下記に定めるところによる。

(1) 第一次評価

施設長は、別に定める優先入所基準（別紙2）に基づき、速やかに第一次評価を行うものとする。

(2) Aランク名簿の作成

① 各施設は、入所申込書に基づき、第一次評価を行い、優先度順に区分したAランク名簿を作成する。

② 作成時期は、新規及び状況変化による入所申込者に加え、1ヶ月ごととする。

(3) 第二次評価及び優先者名簿の作成

① 施設長は、第一次評価された入所申込者について、優先的な入所を決定するための

第二次評価を実施し、その判定結果に基づいて優先度の区分を更に区分した優先者名簿を作成する。

- ② 第二次評価は、第一次評価に用いる指標、その他の補完指標を総合的に勘案して行うものとする。
- ③ 優先者名簿は、検討委員会の審査を経て決定するものとする。

#### (4) 入所決定

入所決定は、男女別構成、施設の特性等、地域性や本人等の意向その他特別に配慮しなければならない個別事情を勘案し、優先者名簿に記載された者から施設長が行うものとする。

特例入所対象者については、入所の必要性の高さを判断するに当たり、改めて区に意見を求めることが望ましい。

#### (5) 判定結果等の説明

施設長は、優先度の判定結果及び検討経過について、入所申込者から説明を求められた場合には、十分な説明を行わなければならない。

### 6 特別な事由による入所

次に掲げる場合は、施設長の判断により入所を決定することができる。

但し、施設長は当該決定を行った場合は、その決定内容を検討委員会に報告する。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所による場合。
- (2) 災害や事件・事故、深刻な虐待が疑われること等により緊急に入所を必要としており、入所検討委員会を招集する余裕がない時。

### 7 適正運用

- (1) この指針は、区及び区内施設の共通の指針とし、区外協定施設にも適用する。
- (2) 施設は、この指針に基づき、適正に入所の決定を行うものとする。
- (3) 区は、この指針の適正な運用について、介護保険法及び老人福祉法に基づき、施設に対して必要な助言を行うことができる。

### 8 指針の見直し

区は、この指針を見直す必要が生じた場合は、区内施設、区外協定施設と協議を行うものとする。

### 9 施行日

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

特例入所用申込書

(別紙1)

氏名		生年月日		性別	男・女
住所					
介護保険証被保険者番号			介護保険証有効期間		
要介護度	1	2	申込書記入者		
申請理由(居宅で日常生活を送ることが困難な理由) …下記①～④のいずれかに○をつけた上、 ①については、あてはまる項目にチェックをしてください。また、日常生活自立度を記入してください。 ②については、提出する確認書類に○をつけてください。 ③・④については、具体的な状況を記載してください。					
①	認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる				
	<input type="checkbox"/> 「火の不始末」「徘徊」「異食」「奇声大声」のうち、いずれかまたは複数の症状が頻繁にある <input type="checkbox"/> 自分の誕生日がわからなくなることが頻繁にある <input type="checkbox"/> 自分のいる場所がどこかわからなくなることが頻繁にある <input type="checkbox"/> 入浴が一人でできず、一部(全部)介助を要する <input type="checkbox"/> 着替えが一人でできず、一部(全部)介助を要する <input type="checkbox"/> トイレが一人でできず、一部(全部)介助を要する <input type="checkbox"/> 身だしなみを整えることが一人でできず、一部(全部)介助を要する <input type="checkbox"/> 食事が一人でできず、一部(全部)介助を要する <input type="checkbox"/> 家の中での移動が一人でできず、一部(全部)介助を要する				
					日常生活自立度
②	知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる				
いずれかの書類を提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛の手帳(療育手帳)の写し</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳の写し</li> <li>・ 自立支援医療受給者証(精神通院)の写し</li> </ul>				
③	家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である				
具体的な状況					
④	単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である				
具体的な状況					

※施設記入欄

受付日		受付者(施設名)	( )
-----	--	----------	-----

## 豊島区特別養護老人ホーム優先入所基準

①本人の身体状況（最高 5 点） + ②介護者及び住まいの状況(最高累計 8 点) + ③認知症の症状（最高 2 点）の合計点によりランクが決定されます。合計点が 15 点満点中 12 点以上はAランク（優先度の高い方）、11 点以下はBランク（優先度の低い方）となります。

### 【点数の算出基準】

#### 1 身体状況

(最高 5 点)

類型	指 標	点数
本人の 身体状況	要介護 5	5 点
	要介護 4	5 点
	要介護 3	4 点
	要介護 2	2 点
	要介護 1	2 点

#### 2 介護者及び住まいの状況

<在宅の方>

(最高累計 8 点)

主たる 介護者の 状況	(最高 6 点)	
	① 家族・親族がいない	5 点
	② 介護者が高齢である（75 歳以上）	1 点
	③ 介護者が遠方から通っている（片道 1 時間以上等）	1 点
	④ 複数の人を介護している	1 点
	⑤ 病気で介護に支障がある・もしくは要介護認定を受けている・介護者に障害がある（手帳所持）	4 点
	⑥ 働いているため日中は不在等、介護ができない状態	2 点
	⑦ 妊娠中・育児（小学生以下の子ども）をしている	1 点
	⑧ 介護を手伝う人がいない	1 点
住宅の 状況	(最高 2 点)	
	立ち退きを迫られている・更新されない	2 点
	住宅に介護上問題がある	1 点

「介護者の状況」  
【病気】とは  
定期的に通院が必要な方

【障害がある】とは  
身体障害、精神障害、  
愛の手帳をお持ちの方  
など、日常生活に支障  
のある方

<長期入院・入所中の方>

(最高累計 8 点)

長期入院 入所中 の状況	① 退院・退所を迫られている	1 点
	② 戻る家がない	2 点
	③ 住宅に介護上問題がある	1 点
	④ 経済的に現在の病院・施設にいられない	1 点
	⑤ 介護者がいない又は在宅では困難なため入院、入所している	4 点

#### 3 認知症の症状

(最高 2 点)

認知症	頻繁にみられる症状が 3 個以上チェック有	2 点
	頻繁にみられる症状が 1 個～2 個チェック有	1 点

\* 豊島区内に住民登録されている方が優先です